

「昇進の基準」提案さる2/23東日本
貨物2/24提案さる

昇進昇格差別制度許すな

日刊動労千葉

1988.3.1
No2768

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二二(22)七二〇七

東日本及び貨物会社当局は、二月二十三日、二十四日、あいついで、昇進（昇職・昇格）の基準について提案をおこなつてきた。その内容は、一ことで言つて、昇職・昇格をたてにとつて、露骨な差別を職場にもちこみ、有無を言わせぬ労務支配を敷こうとするものである。会社に、奴隸のごとく忠誠を誓わなければ、昇職も昇格もできない、というのが今回提案されたシステムなのである。これによつて、労働組合の団結を切り崩し、労働組合を破壊しようとするものである。今号では、東日本会社の「昇進の基準について」の提案を極めて反動的な性格を明らかにするものである。

昇職・昇格の全てに試験制度、
局の自由な裁量を導入

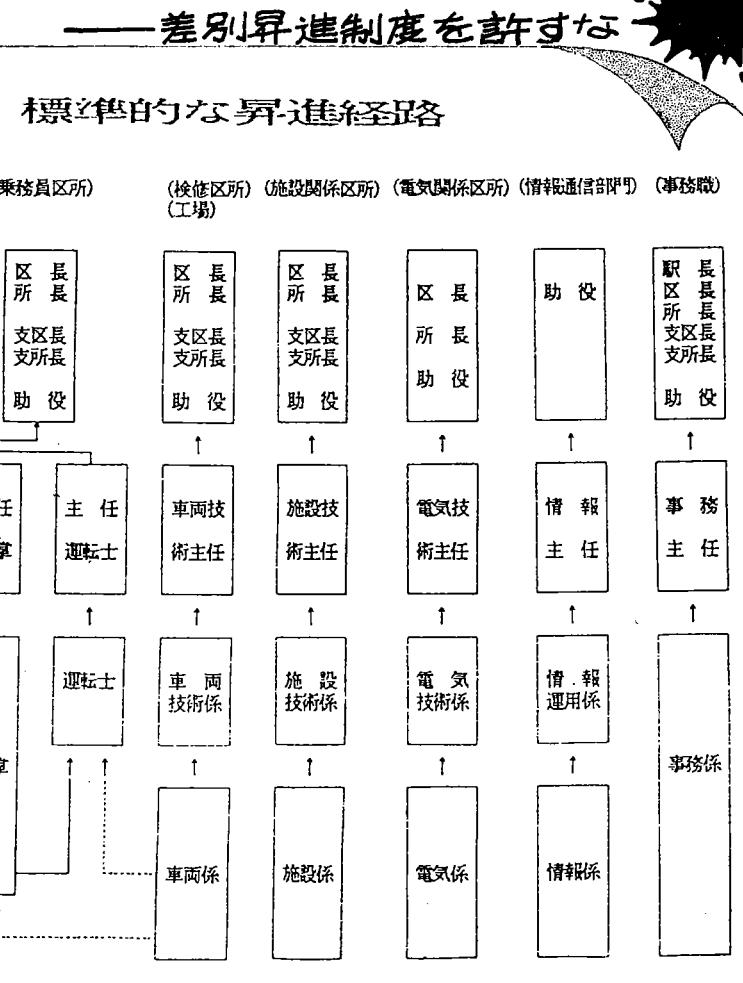
及び不参欠勤のあつた者は、昇進試験を受験することができない」「昇進発令日までの間に、懲戒処分（訓告を含む）及び不参欠勤があつた者については、原則として合格をとり消す」との項目まであるのだ。

この提案の最大の問題点は、昇職・昇格の全てに試験制度（筆記及び面接）がもちこまれ、さらにはあわせて「社員としての自覚、勤労意欲、勤務態度、知識、技能、適格性、協調性」などの判断によつておこなうというのである。つまり、試験に合格するか否か（昇職・昇格できるか否か）は、会社当局の得手勝手な判断、自由な裁量でどうにでもなるということなのである。

「社員としての自覚、勤務態度、適格性、協調性……」等々の判断基準がいつたい何を示すかは、言うまでもなく、この間の経緯を見れば一目瞭然である。あの悪名高き「職員管理調書」で、十万人首切りの選別のためにあげられた項目と全く同じである。このようないやり方によつて百名以上の仲間が自殺においこまれたのだ。これがそつくりそのまま、JR就業規則にうけつけられ、この間の組合潰しを最優先させる強権的労務支配で、カーテンやアゴヒモ、点呼等々で労働者のプライドまでおし潰そうとするやり方となり、今回の「昇進の基準」となつたのである。昇職・昇格という、生活設計や、将来への希望に関わる問題を人質にとつて、恐怖政治で労働者を支配するようなやり方を断じて許す訳にはいかない。

合格しても受け取れぬ
試験を受けた者は
受けられは取り消す

さらに加えて、「前年度から受験日までの間に、懲戒処分（訓告を含む）



うと事故等によるものであろうと、処理されたり昇職・昇格なし、という状況がつきまととのである。まさに二重三重の恐怖政治ではないか、労働者を全て、現在の鉄道労連組合員のように、常にビクビク当局の顔色ばかりうかがつているような存在にしようとしているのだ。しかもこれは、極めて凶暴な団結ではない。そして、その試験の前一年半以上（試験は秋とされているので）と、試験に合格した後も合格から発令までの間は、処分されれば試験も受けられず、又は合格しても取り消しにならぬ。つまり、JRの社員である間中、例えそれが労働処分である場合、闘おう。